公益財団法人エリザベス・アーノルド富士財団
理事、監事及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

（目　　的）

第１条　この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 13 号（以下、「認定法第 5 条第 13 号」という。）及び公益財団法人エリザベス・アーノルド富士財団（以下、「本財団」という。）の定款第 15 条及び第 31 条の規定に基づき、本財団の理事、監事（以下、「役員」という。）及び評議員の報酬並びに費用の支給基準について定めることを目的とする。

（報酬の定義）

第２条　報酬とは、認定法第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当のことをいい、費用とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第３条　本財団の役員及び評議員は無報酬とする。但し、常勤理事に対しては、職務執行の対価として一人あたり年額 500 万円を超えない範囲で、評議員会の決議を経て報酬を支給することができる。

２　前項で決定された金額は、毎月振込により支給する。

（費用の定義）

第４条　費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

（費用の支払）

第５条　本財団の役員及び評議員からの費用の請求に基づき、職務遂行の都度、実費相当額を支給する。

２　前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

（改　　正）

第６条　この規程の改正は、評議員会の決議によるものとする。

附則

この規程は、本財団の設立登記の日から施行する。